



第21回 申告期限までに遺産分割ができない場合の
相続税の申告期限について

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士 杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)
大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



父が昨年5月13日に亡くなりました。相続人は、母と私を含む子供3人の合計4人です。本で調べたところ相続税の申告が必要な場合は「10か月以内に申告と納税」とありました。私の場合、申告が必要なようですが、遺言書はなく、遺産分割について相続人間での合意に至っていません。相続税の申告は、実際に遺産を貰ってから10か月以内にすればよいのでしょうか？



今月のご質問は、申告期限までに遺産分割ができない場合の相続税の申告期限についてです。

相続税の課税対象となる遺産の額が基礎控除額(3000万円+600万円×法定相続人数)を超える場合は、原則として亡くなられた日(以下「相続開始日」といいます。)の翌日から10か月を経過する日(以下「申告期限」といいます。)までに申告と納税を行う必要があります。

遺産分割についての話がまとまらない、分割協議が成立していない、ということを経由して申告期限が延長されることはありません。ご質問の場合は、相続開始日が令和元年5月13日ですので、申告期限は令和2年3月13日になります。

では、この場合の申告と納税の手続はどのようにするのでしょうか。

相続財産の分割協議が成立していないときは、各相続人などが民法に規定する相続分(以下「法定相続分」といいます。)又は遺言の包括遺贈の割合に従って財産を取得したものと見做して相続税の計算をし、申告と納税をすることになります。その際、相続税の特例である小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例や配偶者の税額の軽減の特例

(以下「相続税の特例」といいます。)などが適用できない申告になりますので注意が必要です。

未分割で申告した後に相続財産の分割が行われた場合は、実際に分割した財産の額に基づき税額を計算します。この時、分割に基づく税額が多い場合は「修正申告」を、少ない場合は分割があったことを知った日から4か月以内に「更正の請求」をすることができます。法定相続分等で計算した各相続人の納税額の合計額と分割に基づき計算した各相続人の納税額の合計額が同じ場合は、相続人間で精算しても問題ありません。

また、修正申告又は更正の請求において相続税の特例の適用を受けることができますが、その場合は、当初の申告書に「**申告期限後3年以内の分割見込書**」を添付しておきます。

特例の適用ができるのは、原則として申告期限から3年以内に分割があった場合ですが、3年を経過する日において相続等に関する訴えが提起されているなど一定のやむを得ない事情がある場合には、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに「**遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書**」を税務署に提出して、承認を受けた場合には、

判決の確定日など一定の日の翌日から4か月以内に更正の請求をすることができます。

災害で被害を受けた場合

先月号で災害を受けた場合の税務上の救済方法をご紹介しましたが、昨年の台風19号は著しく異常かつ激甚な非常災害、「特定非常災害」であったとして相続税・贈与税についても次のような救済措置がとられました。

1. 指定地域内に納税地を有する方

被害が大きかったとして令和元年国税庁告示第13号により指定された地域（岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、長野県の一部、）内に納税地を有する方は、令和元年10月12日以降（平成30年12月12日以降の相続、平成31年1月1日以降の贈与）に到来する申告・納付等の期限が別途国税庁告示により定める日（まだ、具体的に定まっています。）まで延長されます。

※埼玉県は指定地域に含まれません。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

2. 特定土地等又は特定株式等を相続又は贈与により取得した方

(1) 課税価格の計算の特例

昨年の台風19号が特定非常災害に指定されたことに伴い、「特定非常災害発生日」（令和元年10月10日）前に相続等により財産を取得し、その申告期限が特定非常災害発生日以後となる方（注1）が取得した財産のうち次のイ又はロに該当するものがあり、かつ、その財産を特定非常災害発生日に所有していた場合は、令和元年の路線価等に「調整率」を乗じて計算する課税価格の計算の特例があります（調整率はまだ公表されていません。）。

イ 土地等

右の「特定地域」の表の特定地域内にある土地等

ロ 株式等

その取得のときにおいて、特定地域内にあった動産等の価額が保有資産の合計額が10分の3以上である法人の株式等

(2) 申告期限の延長

上記(1)の課税価格の計算の特例を適用できる場合、上記1の指定地域における国税庁告示により延長される申告期限と特定非常災害発生日の翌日から10か月を経過する日（令和2年8月11日）とのいずれか遅い日まで延長されます。

相続人等のうち一人でも(1)の特例が適用できる場合には、相続人等全員の申告期限が延長されます。

上記のいずれにも該当しない方でも、今回の台風19号や15号その他の災害により被災された方は所轄税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

より詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口かぶぎん地域経済研究所までお問い合わせください。

■特定地域

都道府県	特定地域
岩手県	宮古市、釜石市、久慈市、山田町
宮城県	県内全域
福島県	県内全域
茨城県	県内全域
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須烏山市、茂木市
群馬県	富岡市、嬬恋村
埼玉県	県内全域
千葉県	県内全域
東京都	大田区、世田谷区、八王子市、あきる野市、日の出町、檜原村
神奈川県	川崎市、相模原市
新潟県	阿賀町
山梨県	上野原市
長野県	県内全域
静岡県	伊豆市、伊豆の国市、函南町

（令和元年12月18日現在）

（注1）相続開始日が平成30年12月10日から令和元年10月9日までの間の相続または平成30年1月1日から令和元年10月9日までの間の贈与により財産を取得した方